

# 発寒清掃工場更新事業に係る土壤汚染状況調査業務（表土調査）

## 第1章 共通仕様書

### 1 業務目的

札幌市では老朽化した発寒清掃工場を更新するため、新工場の建設計画を進めており、新工場建設後、現工場については稼働を停止して解体を行う予定である。

建設・解体工事に当たっては、一定規模以上の土地の形質の変更が伴うことから、形質変更前に土壤汚染対策法に基づく届出を行う必要がある。

本業務は、解体を予定している現工場の敷地において、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査（表土調査）を実施し、土壤汚染の有無について把握することを目的とする。なお、現工場は稼働中であることから、地歴調査の結果をもとに選定した試料採取等を行う区画のうち、現時点で実施可能な区画を対象とし、表土調査に準じた方法により調査を実施する。

### 2 業務名称

発寒清掃工場更新事業に係る土壤汚染状況調査業務（表土調査）

### 3 履行場所

札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 1081-1 の内、-18 の内、-20 の内

敷地面積 22,650 m<sup>2</sup>（うち、調査範囲面積 1,200 m<sup>2</sup>）

※表土調査範囲は別紙「調査範囲」参照

### 4 履行期間

契約締結日より令和 7 年 3 月 28 日まで

### 5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

### 6 提出書類

#### (1) 契約後速やかに提出する書類

- |               |     |
|---------------|-----|
| ア 業務着手届       | 2 部 |
| イ 業務責任者等指定通知書 | 2 部 |
| ウ 業務工程表       | 2 部 |

#### (2) 契約締結後 7 日以内に提出する書類

- |           |     |
|-----------|-----|
| ア 業務実施計画書 | 2 部 |
|-----------|-----|

#### (3) 業務期間中に提出する書類

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ア 業務協議簿          | 1 部 |
| 協議後 3 日以内に提出すること |     |
| イ 議事録            | 1 部 |

打合せ後 3 日以内に電子メールで提出したうえで、承認を受けたものを成果報告書に綴じこむこと。

(4) 業務完了時に提出する書類

|         |     |
|---------|-----|
| ア 業務完了届 | 2 部 |
| イ 成果報告書 | 2 部 |
| ウ 参考資料  | 一式  |
| エ 電子データ | 一式  |

(5) その他委託者が必要と認めた書類

(6) 業務計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則 7 日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

(7) 成果報告書に関する注意事項

ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)

イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。

ウ 作成にあたって、調査収集資料及び解析検討結果は図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理すること。その様式・内容・作成する図面のサイズ・表現方法など編集方法について、あらかじめ委託者と協議すること。

エ 検討書・計算書・資料集・業務協議簿(写し)・業務状況写真・その他委託者から指定されたものを添付すること。

オ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。

カ 電子データは、原則以下の 2 種類を作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。Microsoft Office 形式等(Microsoft Office365 と互換性があること)の編集可能形式と PDF 形式で作成すること。なお、編集可能形式のファイル内で使用された図表又は写真等の元データは提出書類(電子データ)として納品すること。

キ 編集可能形式の電子データは委託者が自由に変更できる状態にすること。また、PDF 形式の電子データは印刷ができる状態にすること。

ク 提出書類の名称は、原則として本仕様書に記載された名称に準じること。

ケ 成果報告書は目次及びインデックスをつけるなど、資料検索が容易にできること。

## 7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は委託者に譲渡すること。

## 8 再委託

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 調査手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において主体的

な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

## 9 業務責任者及び業務担当者

- (1) 受託者は業務の円滑な遂行を図るため、土壌汚染状況調査業務の実績（平成 26 年(2014 年) 4 月 1 日以降に業務を完了したものに限る。）を有する業務責任者を定め、業務全般について技術的な管理を行わせること。
- (2) 業務責任者の資格要件  
土壌汚染調査技術管理者
- (3) 業務担当者の配置
  - ア 受託者は業務遂行のため、業務責任者の下に業務に必要な知識及び技術を有する業務担当者を配置すること。
  - イ 実務経験（大卒・高専卒 3 年、高卒 5 年、その他 10 年以上）を有するものとする。
  - ウ 業務責任者は業務担当者と兼務することができる。

## 10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出のこと。

## 11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

## 12 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 13 関係機関との協議

本事業の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うこと。

## 14 議事録及び業務協議簿

本業務についての打合せ又は協議は委託者が必要と認めたときに実施し、受託者がその内容を議事録又は業務協議簿として記録したうえで 3 日以内に提出すること。

## 15 疑義の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

## 16 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の

禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

## 第2章 特記仕様書

### 1 業務内容

調査については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改定第3.1版）」（令和4年8月 環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室）に準じて行い、下記の事項を実施する。

#### (1) 土壌汚染状況調査

##### ア 位置測量

試料採取等を行う区画について、調査実施者による差が生じないように単位区画及び30m格子の設定を行う。調査箇所等の詳細については、協議の上決定すること。

##### イ 埋設物事前確認

試料採取予定地点の地下埋設物の有無を確認する。

##### ウ 土壌試料採取及び埋戻し 8箇所 【別図1・2参照】

採取深度は表層（地表から深さ5cmまで）の土壌と、深さ5cm～50cmまでの土壌を個別に採取し、重量が均等になるように混合して1試料とする。

なお、地下施設が設置されていた箇所については、当該施設下部（GL-4.5m付近）を表層として、ボーリング（孔径φ86mm、土質：砂質土4.5m、粘性土0.5m想定）により試料採取を行うこと。

##### エ 土壌ガス試料採取（捕集バック法） 2箇所 【別図3参照】

地表から深度0.8m～1mの土壌ガスを採取する。

##### オ 土壌ガス現地分析（GC-PID分析） 【別図3参照】

採取した土壌ガスに含まれる、地歴調査にて試料採取の対象と判断された第1種特定有害物質（ジクロロメタン及びベンゼン）について分析する。

##### カ 土壌分析（検体数）

- ・溶出量試験 鉛（2）
- ・含有量試験 鉛（2）

##### キ その他

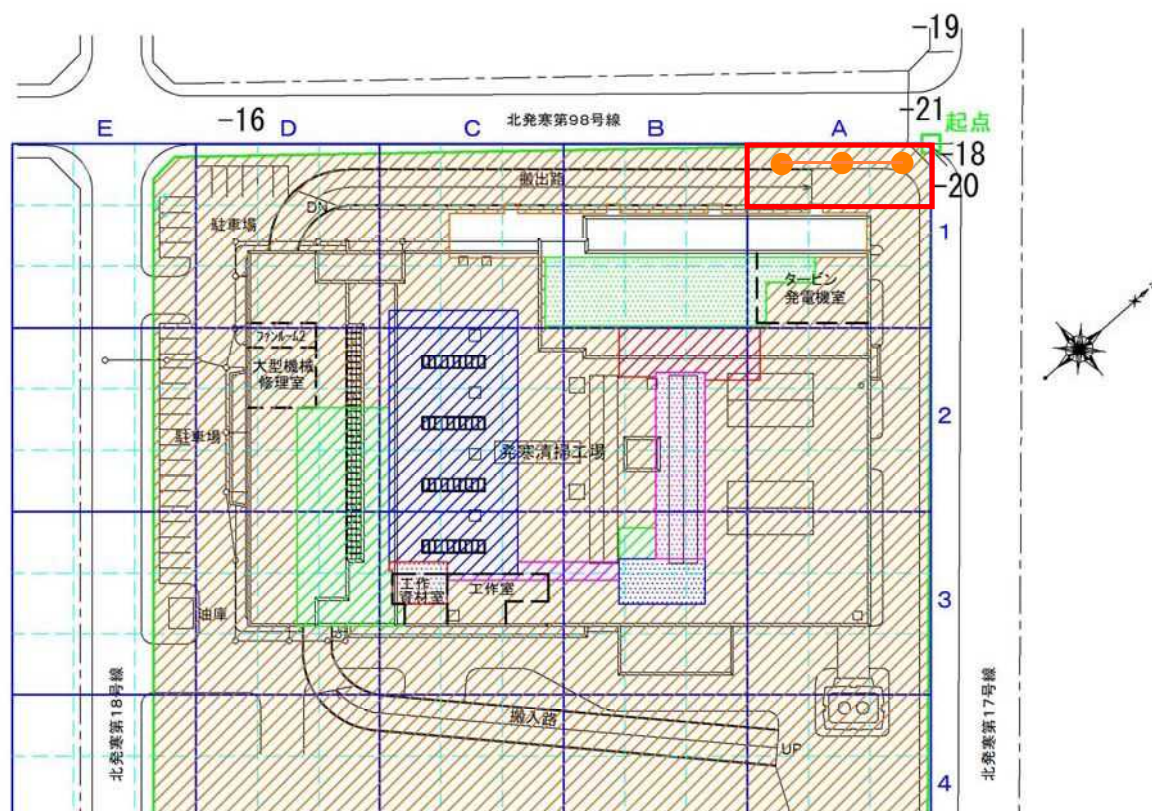
- ・ 本仕様書のほか、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、その他関連する仕様書・指針による。
- ・ 試料採取数及び分析検体数は、位置測量の結果に応じ単位区画及び30m格子の再設定を行った場合は、適切な数量に再設定すること。
- ・ 本業務は土壌汚染の有無及びその状況の把握までを目的としており、行政協議及び行政届出書類作成は不要とする。

#### (2) 打合せ（協議）及び記録

打合せ（協議）は業務着手時、成果品納入時のほか、委託者又は業務責任者等が必要と認めたときに実施し、記録すること。なお、業務責任者は必要な打合せに必ず参加すること。



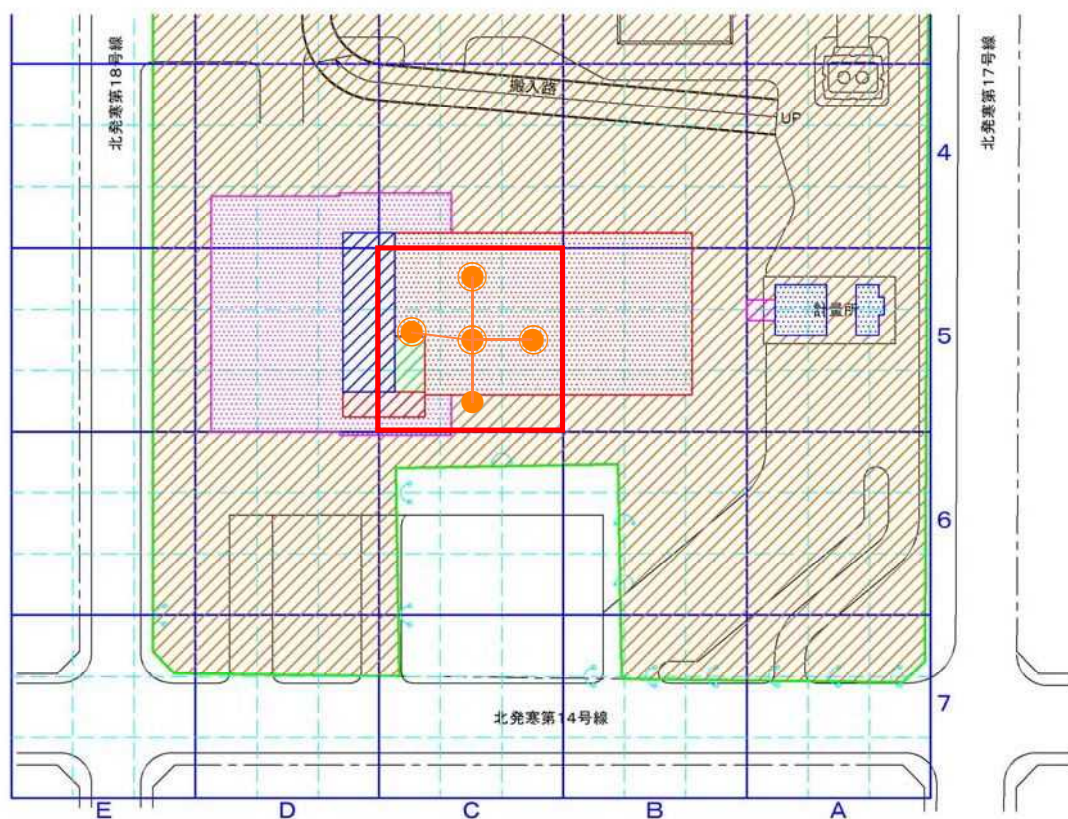




表層の位置

|                                                                                                |                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  : GL       |  : GL-7.85m  |
|  : GL-2.00m |  : GL-10.35m |
|  : GL-3.20m |  : GL-14.65m |
|  : GL-4.70m |  : GL-17.45m |
|  : GL-5.20m |                                                                                                  |

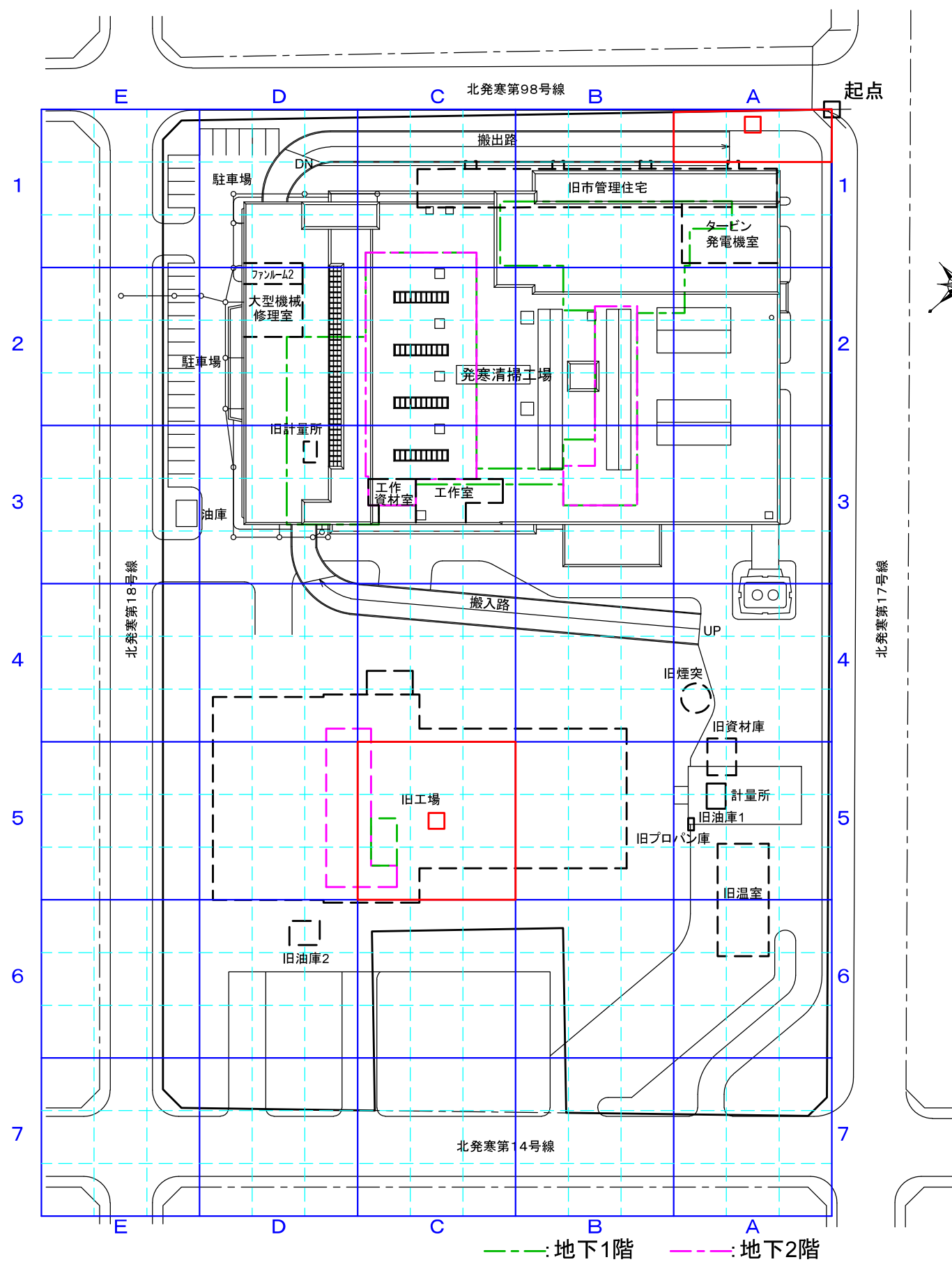
図 表層の位置 (鉛) (現工場側)



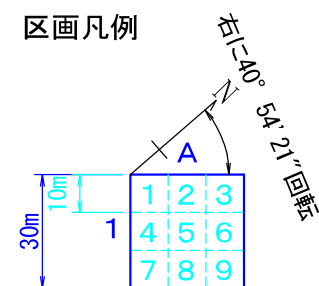
表層の位置

|                                                                                                |                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  : GL       |  : GL-4.47m  |
|  : GL-1.10m |  : GL-8.10m  |
|  : GL-1.70m |  : GL-16.25m |
|  : GL-2.08m |  : GL-16.94m |

図 表層の位置（鉛）（旧工場側）



区画凡例



—: 調査範囲

□: 土壌ガス ジクロロメタン・ベンゼン 2物質 2地点 2検体

試料採取位置図（土壌ガス調査）